

下呂市告示第138号

出納員の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を出納員(令和3年下呂市告示第116号に規定する出納員をいう。以下同じ。)に委任させ、さらに出納員をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる現金取扱員に委任させた。

令和3年4月22日

下呂市長 山内 登

別表

施設名称	現金取扱員		委任事務
下呂市役所下呂 庁舎	市民課	野中マミイ	徴収金の収納
下呂市役所萩原 庁舎	高齢福祉課	田口忍、桐山昭紀	